

鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、本町の自然的社会的条件等の地域的特性を踏まえながら温室効果ガス排出量の要因分析、及び将来推計、削減目標に向けた各種取組の検討、各種協議会の運営を含む鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することを目的とする。

この本町の趣旨に賛同する事業者から、鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定における業務提案書等を募集し、この提案を一定の基準で審査し委託候補者等を選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
- (2) 業務内容 別紙、鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年1月15日までとする。
- (4) 委託上限額 11,110,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3 応募資格

本業務の公募型プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日時点で、令和5・6年度鬼北町競争入札参加資格者名簿の区分53「調査・研究・検査」の業務種類に登録されており、かつ、愛媛県内に本社又は支社（事務所・営業所を含む）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 公告の日から契約締結の日まで、鬼北町の入札参加資格停止を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）
- (6) 鬼北町暴力団排除条例（平成23年鬼北町条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (7) 法人及びその代表者に、法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の未納がない者。

4 選考スケジュール

項番	手続き等	期限等
1	公募開始	令和5年6月21日(水) ※鬼北町ホームページで公表
2	質問受付期間	令和5年6月22日(木)～6月28日(水)まで
3	応募受付期間	令和5年6月21日(水)～7月4日(火)まで
4	提出書類受付期限	令和5年7月4日(火)午後5時15分まで (郵送の場合は必着)
5	プレゼンテーション審査	令和5年7月11日(火)(予定)
6	審査結果通知書の発送、 契約手続	令和5年7月中旬～下旬

※上記のスケジュールは変更となる可能性がありますのでご了承ください。

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問票【様式1】を提出するものとする。

- (1) 質問受付期間 令和5年6月22日(木)～6月28日(水)午後5時15分まで
- (2) 質問様式質問書【様式1】
- (3) 提出方法 電子メールで提出すること。また、メールの件名は「鬼北町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務(事業者名)」とすること。
- (4) 提出先 鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係(担当:山下勝弘)
- (5) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知した方が良いと判断されるものは、鬼北町ホームページに掲載する。

6 応募・企画提案の手続き等

「3応募資格」をすべて満たすもので、本業務の公募型プロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 応募申請書【様式2】: 正本1部・副本5部
 - ② 業務実施体制申告書【様式3】: 正本1部・副本5部
 - ③ 実績調書【様式4】
 - ④ 企画提案書(任意様式): 正本1部・副本5部
仕様書の「4業務の内容」の(1)～(7)に関する実施方法及び全体の作業工程を提案すること。
 - ⑤ 見積書及び見積額内訳明細書(任意様式): 正本1部・副本5部
- (2) 提出期限 令和5年7月4日(火)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)
- (3) 提出方法
「11事務局(提出先及び問い合わせ先)」に記載の提出先に直接持参、又は郵送するこ

と。なお、郵送の場合は、簡易書留又は特定記録扱いとすること。

(4) 企画提案書について

- ①企画提案書は、表紙、目次及び本編で構成すること（様式は自由とする）。
- ②用紙サイズは、原則としてA4版とし、両面印刷で作成すること。
- ③本編の各ページには、ページ番号を付すること。
- ④読みやすいように11ポイント以上の文字を使用すること。
- ⑤できる限り専門的な用語は避け、何人にも理解しやすい表現とすること

(5) 留意事項

- ①提出書類の提出期限後の再提出又は差替えは認めない。
- ②提出書類は、返却しない。
- ③応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とする。
- ⑤契約の締結にあたっては、原則として、見積書に記載した見積額を上限とする。
- ⑥選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合がある。
- ⑦提出された資料は当町の所有とし、当町内でコピー、配布を行うことができるものとする。ただし、提案者に断りなく、外部に公開、配布は行わない。

7 選考方法

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、その結果、最も評価の高かった応募者を契約候補者として決定し、交渉を行う。

(1) プレゼンテーション審査

- ①日時 令和5年7月11日（火）（予定）
- ②会場 鬼北町役場
- ③審査項目、評価基準、配点 別表1、2のとおり
- ④実施順番

プレゼンテーションは申込順で実施することとし、実施案内については提出書類の締め切り後、応募者に通知する。

⑤実施方法

- ア 1者につき30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）
- イ プレゼンテーションは本業務に従事するものが行うこと。
- ウ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器については、応募者で用意すること（パワーポイントの使用を可とする）。

⑥審査結果発送予定

選定結果は、審査を受けた事業者すべてに電子メールで通知するとともに、鬼北町ホームページにおいて公表する。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、審査委員会を設置し、委員会が次の審査基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、契約候補者を選定する。

(3) 契約候補者の決定方法

- ①プレゼンテーション審査における点数が最も高い者を契約候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数の場合は、審査委員の合議により契約候補者を選定する。
- ③提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、鬼北町が設定する最低基準点を満たさなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 留意事項

- ①応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合は失格となることがある。
- ②審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 契約

- (1) 契約予定事業者は、業務内容の詳細について、鬼北町と協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結するものとする。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合がある。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は鬼北町に帰属する。

9 失格事項

以下に該当する場合は失格とする。

- (1) 「応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等受付期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託上限額を超えている場合

10 別添資料等

- (1) 【別紙1】鬼北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書
- (2) 【様式1】質問票
- (3) 【様式2】応募申請書
- (4) 【様式3】業務実施体制申告書
- (5) 【様式4】実績調書
- (6) 【様式5】辞退届

11 事務局（提出先及び問い合わせ先）

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係

電話番号 代表 0895-45-1111（内線 2443）

直通 0895-45-1115（内線 2443）

FAX 番号 0895-45-1119

メール：kankyou@town.kihoku.ehime.jp

別表1 評価項目及び配点

評価項目		配点	合計
業務推進体制、 進行管理体制	本業務を確実にかつ効率的・効果的に実施できる体制	10	100
	同種業務・類似業務の受託実績※	10	
提案内容	鬼北町の特性を踏まえた事業の理解度	20	
	温室効果ガス排出量の推計方法の的確さ	10	
	目標設定の考え方	10	
	鬼北町の特性を踏まえた施策の検討方法	20	
	鬼北町の特性を活かした地球温暖化対策の提案	10	
	実施スケジュールの的確さ	10	

※同種業務2点/件、類似業務1点/件

(同種業務：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)1号事業の1、類似業務：上記以外の自治体の温暖化対策実行計画区域施策編策定業務)

〈備考〉

- 1 各評価項目について、A～Fの6段階評価を行うことを標準とする(別表2)。
- 2 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点、F=0点とする。

別表2 評価基準及び評価点

評価基準	評価点	配点	
		10点	20点
A 極めて優れている。	配点×評価/5点	10点	20点
B 優れている。	配点×評価/4点	8点	16点
C 適切である。	配点×評価/3点	6点	12点
D やや劣っている。	配点×評価/2点	4点	8点
E 劣っている。	配点×評価/1点	2点	4点
F 全く評価できない。※	配点×評価/0点	0点	0点

※F評価があるものは、原則として選定しない。